

沖縄県農林水産業の基礎調査 企画提案仕様書

1 業務名

沖縄県農林水産業の基礎調査に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

3 事業目的

本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、肥料や飼料等の世界的な需要の高まりによる生産資材価格の高騰や農林水産物価格への影響、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行等による生産基盤の脆弱化、相次ぐ気象災害や病害虫による農林水産被害の発生など多くの課題を抱えており、依然として厳しい状況にある。さらに、気候変動対策や食料安全保障に向けた意識の高まりなど、新たな課題への取組も必要となっている。

このような中、沖縄県は令和4年12月に「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」を策定し、目標数値を定めて各種施策を展開している。

同計画は令和9年度に折返しとなることから、後期計画の目標等の再検討のため、農林水産業に付随する様々な効用を明らかにし、計画改定に資する基礎資料を取りまとめる必要がある。

4 委託業務内容

現在の沖縄県の農林水産業について、産出額に現れない部分の経済的価値を明らかにするため、経済波及効果や多面的機能の調査などを行い、具体的な解説を盛り込んだ報告書を取りまとめる。

(1) 「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画」の主要指標の補完について

本計画は、農林漁業産出額（農業産出額、林業産出額、漁業産出額）を主要指標としているが、各成果指標および活動指標との関連が必ずしも一致しないものがある。主要指標達成に向けて、各指標を寄与させるため、以下について可能な限り提案する。

- ① 産出額以外の主要となり得る指標の提案
- ② 主要指標と成果指標の間を補完するプロセス指標の提案

(2) 沖縄県の農林水産業の実態調査

① 農林水産業の経済波及効果について

主要品目ごとの波及効果額、全国・沖縄県の比較、市町村ごとの波及効果額を明らかにするとともに、統計値から波及効果額を産出する簡易算出法の作成を行う。

② 多面的機能の調査について

多面的機能調査にあたっては、具体的な機能を整理するとともに、公的統計等の基礎

資料調査および、仮想評価法、代替法等による定量評価を行う。

③ 圏域別の農林水産業について

公的統計資料等から、圏域別の農林水産業の特徴を調査する。

④ 必要に応じた補足調査等の実施について

上記①～③を達成するため、必要に応じて補足の調査を行う。

5 報告書の提出

(1) 事業報告書

印刷製本された報告書を各 30 部作成する。また、電子記録媒体を 1 部提出すること。

6 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 6,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
 - ② 報償費
 - ③ 旅費
 - ④ 消耗品費
 - ⑤ 印刷製本費
 - ⑥ 通信運搬費
 - ⑦ 使用料及び賃借料
 - ⑧ 再委託費
 - ⑨ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）の 10%以内とする。
 - ⑩ 消費税
- ※ それぞれ、単価、回数、人数等の積算内容が分かるようにすること。

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

8 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

(2) 契約の主たる部分の再委託

契約金額の 1/2 を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統

轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(4) 再委託の承認

上記 (1) (2) (3) を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、承認手続きの例外とする場合がある。

① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

② 原稿、データの入力及び集計

上記以外の容易かつ簡易な業務がある場合は、契約において具体的に指定する。

9 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

特に、個人が特定され得るものに係る情報(個人情報)の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書記載の業務内容については、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

(4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。